

令和3年3月25日開会

令和3年3月25日閉会

令和3年3月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

開会時間 午後 1 時 5 分

○議長（金丸三郎君） ただ今から、全員協議会を開会いたします。

それでは、議案審査に入ります。

この全員協議会におきましては、日程第 5 議案第 1 号から日程第 9 議案第 5 号までの審査を行います。

初めに、議案第 1 号「専決処分について」当局の説明を求めます。

小野救急救助課長。

○救急救助課長（小野英男君） それでは、日程第 5 議案第 1 号「専決処分について」のご説明を申し上げます。

恐れ入ります、お手元にございます「議案目録」の 1 ページをお開き頂きたいと存じます。

この専決処分につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により「和解及び損害賠償の額の決定について」専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次の 2 ページをお開き頂きたいと存じます。

2 の専決処分する理由でございますが、

令和 2 年 12 月 25 日、甲府地区広域行政事務組合中央消防署東部出張所車庫内で発生した本組合職員の公務中の物損事故に関し、和解し、損害賠償の額を決定するについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を必要としますが、和解の履行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、同法第 179 条第 1 項の規定により、これを専決処分したものでございます。

事故の概要でございますが、同日、午前 10 時 13 分ころ甲府地区広域行政事務組合中央消防署東部出張所車庫内において、消防隊員が災害出場のため、当組合所有の消防ポンプ自動車に防火衣を積載する際、運転席側に駐車していた甲府市所有であります甲府市消防団甲運分団の消防ポンプ自動車の助手席側アンダーミラーに接触し、破損させたものでございます。

なお、本件につきましては、既に修理は完了しております。

次に、和解の相手方は、記載のとおりでございます。

和解及び損害賠償の額といたしましては、当組合から相手方が指定する支払

先へ、金 2,970 円を支払うものでございます。

以上で、日程第 5 議案第 1 号「専決処分について」のご説明を終わらせていただきます。

ご審査を賜りますよう、お願ひいたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 2 号「専決処分について」当局の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田喜夫君） それでは、日程第 6 議案第 2 号「専決処分について」のご説明を申し上げます。

恐れ入ります、お手元にございます「議案目録」の 3 ページをお開き頂きたいと存じます。

この専決処分につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により「和解及び損害賠償の額の決定について」専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次の 4 ページをお開き頂きたいと存じます。

2 の専決処分する理由でございますが、令和 2 年 12 月 31 日、甲斐市西八幡地内で発生した本組合職員の公務中の交通事故に関し、和解し、損害賠償の額を決定するについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を必要としますが、和解の履行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、同法第 179 条第 1 項の規定により、これを専決処分したものでございます。

事故の概要でございますが、同日、午前 10 時 45 分ころ甲斐市西八幡地内にて、西消防署消防ポンプ自動車が、パトロールのため走行していたところ、ブレーキ装置に不具合が生じ、ブレーキが踏み込みにくくなつたことから、前方に停車していた軽車両への追突を避けようとした際に、相手方所有のブロック塀に衝突し破損させたものでございます。

次に、和解の相手方は、記載のとおりでございます。

相手方に対しましては、丁重に謝罪をしまして、ブロック塀の修繕も完了し、終始ご理解をいただいているものでございます。

和解及び損害賠償の額といたしましては、当組合から相手方が指定する支払先へ金 591,800 円の支払いを行なったものでございます。

今回のブレーキ装置の不具合につきましては、メーカーが直後に点検をしたところ、同様な現象は再現されませんでしたが、バキュームホースの劣化等による圧力漏れが生じておりましたことから、今後、メーカーに対し、責任の所在を確認してまいりたいと考えております。

今後の再発防止対策といたしましては、同様なバキュームホースを搭載した車両について、点検したところ、全て異常がないことを確認いたしました。

また、不具合の見つかりましたブレーキ装置の点検につきましては、通常の法定 12 ヶ月点検時に行われる項目でありましたので、今後は、6 ヶ月点検時においても、点検項目に追加するようメーカーに依頼をいたしました。

なお、当該事故を踏まえ、これまで行っていたブレーキ装置の日常点検をさらに 詳細に行うための要領を各所属に発出し、早期に異常を発見するための体制を構築したところであります。

以上で、日程第 6 議案第 2 号「専決処分について」のご説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 3 号「令和 3 年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算」から議案第 5 号「令和 3 年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計予算」までの 3 案について一括して当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第 3 号から議案第 5 号のうち、

事務局所管の提出案件につきまして、一括でご説明申し上げます。

なお、金額につきましては、説明書に記載されておりますので、一部を除きまして、省略をさせていただきますので、ご理解を頂きたいと存じます。

恐れ入りますが、お手元の白い冊子のA4横版になります「令和3年度予算に関する説明書」の1ページをご覧願います。

令和3年度甲府地区広域行政事務組合予算一覧表でございます。

一般会計及び特別会計の合計は、表の総計欄に記載のとおり、35億4,185万1千円でございます。対前年度比、1億308万3千円の減でございます。

次に、7ページから8ページに渡りご覧願います。

議案第3号、本組合の「令和3年度一般会計予算」でございます。

7ページの1の総括にあります歳入、また、8ページの歳出でございますが、予算総額は、ともに5,026万9千円で、対前年度比、36万1千円の減でございます。

次に、歳入の主な項目につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、8ページになります「2の歳入」の欄をご覧願います。

1款1項1目「組合運営費負担金」は、組織市町からの均等割り10%、人口割り90%の割合で納入して頂きます負担金でございます。

9ページをご覧願います。

2款1項1目「利子及び配当金」につきましては、説明欄に記載のとおり、3つの基金の運用利子収入でございます。

なお、この利子収入につきましては、歳出で、それぞれの基金費に同額を計上しまして、各基金に積み立てをするものでございます。

次に、11ページをご覧願います。

3の歳出でございますが、1款1項1目「議会費」は、組合議会の運営経費でございます。

主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1節「報酬」は、組合議会議員24名の報酬でございます。

8節「旅費」は、議員行政視察研修に要します経費でございます。

10節「需用費」は、議会事務提要等の差し替えに要します経費でございます。

13節「使用料及び賃借料」は、議員行政視察研修に伴います、バス借り上げ

料及び議員懇話会会場借り上げ料等でございます。

12 ページをご覧願います。

2 款 1 項 1 目「一般管理費」は、事務局の運営経費等でございます。

主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1 節「報酬」は、特別職 5 名及び審理員の報酬でございます。

2 節「給料」から 4 節「共済費」につきましては、事務局職員 4 名分の人件費でございます。

10 節「需用費」は、消耗品費及び予算書、決算書等の印刷製本費が主なものでございます。

12 節「委託料」は、例規システム更新データ作成業務委託料等でございます。

13 節「使用料及び賃借料」は、複写機、事務局連絡用自動車のリース料及び例規システム使用料等でございます。

18 節「負担金補助及び交付金」は、職員福利厚生組合 事業主負担金でございます。

13 ページをご覧願います。

24 節「積立金」は、事務局職員 1 名分の「職員退職手当金支払準備基金」への積立金でございます。

次に、2 目の「公平委員会費」は、公平委員 3 名の報酬でございます。

次の 3 目から 5 目の各基金費は、歳入の「財産収入」に計上しております各基金の運用利子を、それぞれの基金に積み立てをするものでございます。

次に、2 項 1 目「監査委員費」でございますが、1 節「報酬」は、監査委員 2 名の報酬でございます。

10 節「需用費」は、決算審査意見書、定期監査報告書に係る印刷製本費でございます。

14 ページをご覧願います。

3 款予備費につきましては、前年度と同額を計上させていただきました。

以上で、議案第 3 号「一般会計予算」についてのご説明を終わらせていただきます。

次に、50 ページをご覧願います。

議案第 5 号「令和 3 度国母公園管理事業特別会計予算」について、ご説明申

し上げます。

1 の総括にあります歳入、歳出予算の総額につきましては、ともに 1,825 万 1 千円で、対前年度比 160 万 1 千円の増でございます。

51 ページをご覧願います。

2 の歳入でございますが、1 款 1 項 1 目「国母公園管理負担金」は、関係市町であります甲府市、中央市、昭和町からの均等割り 30%、人口割り 70% の割合で、納入していただきます負担金でございます。

次に、2 款 1 項 1 目「公園使用料」は、有料運動施設の使用料と公園の占用料でございます。

52 ページをご覧願います。

3 款 1 項 1 目「利子及び配当金」は、国母公園管理基金の運用利子収入を計上したものでございます。

53 ページをご覧願います。

6 款 2 項 1 目「雑入」は、国母公園管理事務所の一部を使用しています、国母工業団地工業会からの光熱水費等相当額分の納入金と会計年度任用職員 3 名の雇用保険料本人負担分でございます。

54 ページをご覧願います。

3 の歳出でございますが、1 款 1 項 1 目「一般管理費」は、公園管理に要します経費でございます。

主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1 節「報酬」から 9 節「旅費」までは、会計年度任用職員 3 名の人物費でございます。

10 節「需用費」は、消耗品費、光熱水費及び事業用器具に係る修繕費等でございます。

11 節「役務費」は、電信電話料、樹木の製枝剪定手数料等でございます。

12 節「委託料」は、公園内の清掃作業業務、管理事務所警備業務、電気工作物保安管理業務、ごみ処理業務の委託料でございます。

14 節「工事請負費」は、水道管の老朽化による漏水修繕工事など施設の補修に伴う経費でございます。

18 節「負担金補助及び交付金」につきましては、国母工業団地内のグリーべ

ルト管理に係る補助金でございます。

以上で、議案第 3 号から第 5 号までのうち、事務局所管の 2 つの会計に関わります、歳入・歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

なお、消防事業特別会計につきましては、この後、塩田総務課長からご説明いたします。

○議長（金丸三郎君） 続きまして、塩田総務課長。

○総務課長（塩田喜夫君） 引き続きまして、日程第 8 議案第 4 号、令和 3 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

なお、金額につきましては、予算書に記載されておりますので、一部を除き、省略させていただきます。

恐れ入りますが、予算に関する説明書の 27 ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の 1 総括の歳入と次の 28 ページの歳出であります。予算総額はともに同額の 34 億 7,333 万 1 千円で、前年度と比較いたしまして、1 億 432 万 3 千円の減であります。

歳入の減額の主な要因といたしましては、常備消防費負担金及び国庫支出金の歳出の減額の主な要因といたしましては、退職者数の減による退職手当の減額及び消防車両更新に伴います消防施設費の減額が主な要因であります。

次に、29 ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきまして、ご説明いたします。

1 款 1 項 1 目「消防費負担金」は、31 億 6,024 万 1 千円で組織市町からの常備消防費負担金のほか 3 件の負担金を受け入れるものであります。

2 款 1 項 1 目「消防手数料」は、531 万 3 千円で、消防許認可申請手数料等であります。

次に、30 ページをお開き願います。

5 款 1 項 1 目「財産貸付収入」は、89 万 1 千円で、消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料であります。

次に、31 ページをご覧ください。

6 款 1 項 1 目「財政調整基金繰入金」は、1 億 5,000 万円で、一般財源として充当するものであります。

6 款 1 項 2 目「職員退職手当金支払準備基金繰入金」は、8,609 万 2 千円で定年退職者 4 名分の退職手当金に充当するものであります。

次の 3 目「消防施設整備事業等基金繰入金」は、1,500 万円で車両更新計画に基づく、昭和出張所消防ポンプ自動車及び本部資機材搬送車の整備に係る事業費並びに国道拡幅による貢川出張所移設に係る設計委託などに充当するものであります。

次に、32 ページをお開き願います。

8 款 2 項 1 目「雑入」は、449 万 1 千円で、高速自動車国道救急業務交付金、山梨県防災ヘリ運行調整交付金等を受け入れるものであります。

9 款 1 項 1 目「消防債」は、5,120 万円で消防車両 2 台の車両更新に係る事業費に充当するものであります。

次に、33 ページをご覧ください。

歳出予算につきまして、ご説明いたします。

歳出予算の主なものにつきましては、1 款 1 項 1 目「常備消防費」のうち、2 節「給料」から 4 節「共済費」までの消防職員に係る人件費が主なものであります。

次の 34 ページをお開き願います。

1 款 1 項 2 目「消防施設費」でありますが、11 節「役務費」及び 12 節「委託料」は、国道 52 号拡幅に伴う貢川出張所移設に係る構造計算及び実施設計等に要する経費を計上したものであります。

14 節「工事請負費」は、東部出張所外壁他工事等に要する経費であります。

17 節「備品購入費」は、車両更新計画に基づき、老朽化の著しい昭和出張所消防ポンプ自動車及び本部資機材搬送車の更新整備に係る経費を計上したものであります。

次の 35 ページをご覧ください。

2 款 1 項「公債費」は、消防施設等整備事業の財源として、起債いたしました、消防債の元金償還金及び利子であります。

以上で、日程第 8 議案第 4 号、令和 3 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審査を賜りますようお願いいたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号から議案第5号までの審査を終了いたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

閉会時間 午後2時14分